南部大阪都市計画図：泉大津市

令和八年三月更新

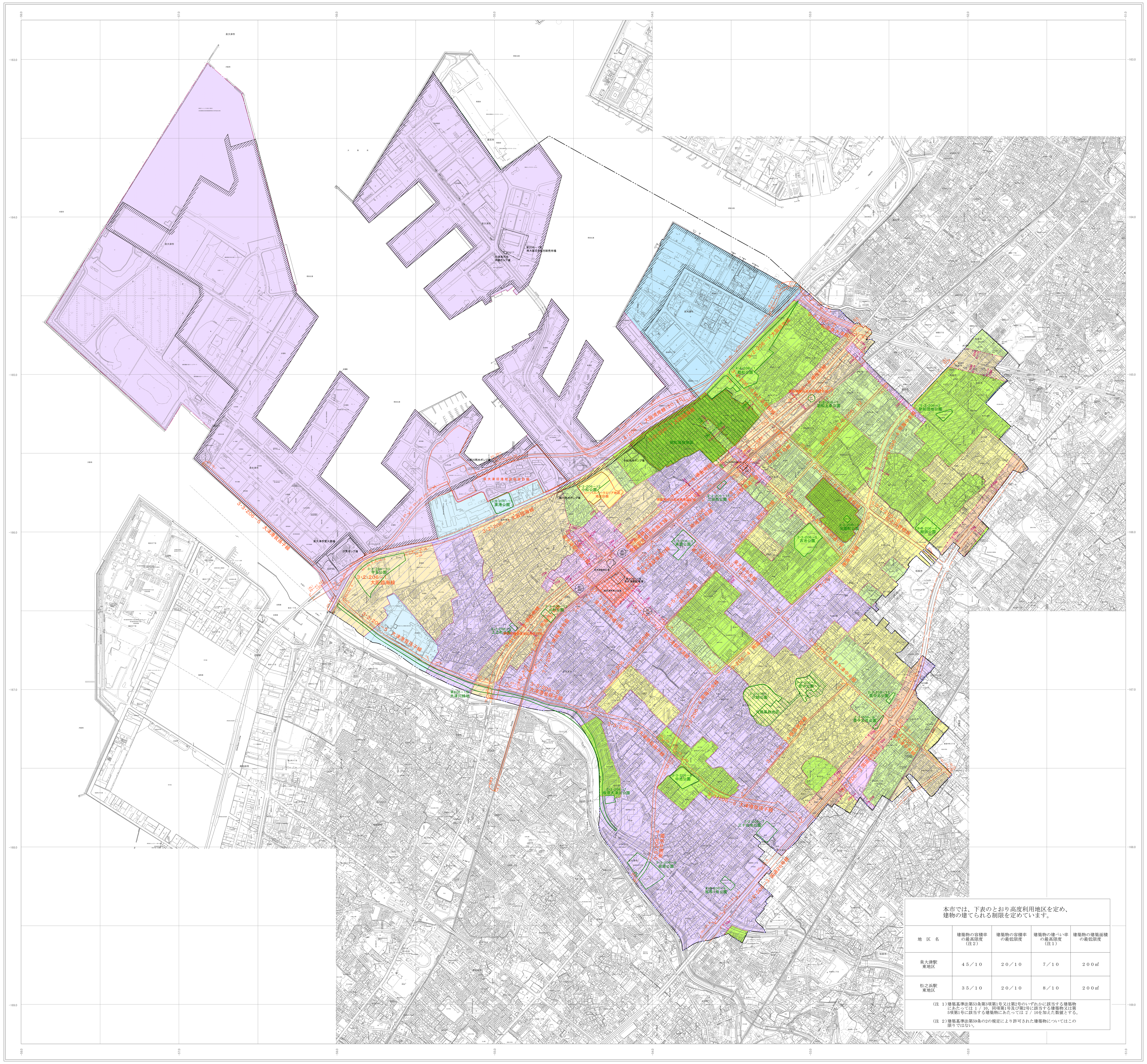

本市では、下表のとおり高度利用地区を定め、
建物の建てられる制限を定めています。

地区名	建築物の容積率の最高限度（注２）	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度（注１）	建築物の建築面積の最低限度
泉大津駅東地区	４５／１０	２０／１０	７／１０	２００㎡
松之浜駅東地区	３５／１０	２０／１０	８／１０	２００㎡

（注　１）建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあたっては 1 / 10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあたっては 2 / 10を加えた数値とする。

（注　２）建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物についてはこの限りではない。

追加記号

Ⓟ 届出駐車場	屋上　地下
㊟ その他駐車場	

凡例		建ぺい率 容積率
	都市計画区域境界線	
25m 50m	用途地域境界線	
	外壁後退１m	
	第１種低層住居専用地域	50/100
	第1種中高層住居専用地域	60/200
	第2種中高層住居専用地域	60/200
	第１種住居地域	60/200
	第２種住居地域	60/200
	準住居地域	60/200
	近隣商業地域	80/200　80/300
	商業地域	80/400
	準工業地域	60/200
	工業地域	60/200
	工業専用地域	60/200
	高度利用地区	
	防火地域	防火・準防火地域以外の区域は建築基準法第22条地域
	準防火地域	
	風致地区	高さ 15m以下 外壁後退 道路1.8m以上 隣地1m以上 建ぺい率 40%以下
	臨港地区	
	都市計画道路	
	都市計画公園	
	地区計画	
	その他の都市計画施設	

昭和60年測量
平成６年修正
平成13年修正
平成15年修正
平成27年修正（一部）
平成30年修正（一部）
令和３年修正（一部）
令和４年修正（一部）
令和５年修正（一部）
令和６年修正（一部）

1. 平成12年 4月撮影空中写真
2. 平成12年 11月現地調査

1:10,000

0　100　500　1000m

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第 VI 座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０．５キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）O. P＋1，300m
等高線間隔は2メートル

この地図は、平成 13年修正（地理院承認番号平 12第 169号）の大阪府都市計画図 1／2，500を編纂したものである。

計画機関　泉大津市
作業機関　株式会社かんこう